

(公財) 安全衛生技術試験協会

第 4 期 中 期 計 画

[計 画 期 間]

令和 2 年 4 月 ～ 令和 5 年 3 月

第4期中期計画

第1 基本的考え方

我が国の労働災害は、長期的には減少してきているものの、在来型の災害が依然として後を絶たず、平成30年における災害発生状況は、休業4日以上死傷者数は127,399人、死亡者数は909人となっている。

また、近年増加している高年齢労働者、働き方改革や職場におけるメンタルヘルスなどに対して対策を講じていくことが、社会的な課題となっているなど、労働安全衛生をめぐる問題の解決は、その重要性を増している状況にある。

このような中で、公益財団法人安全衛生技術試験協会(以下「当協会」という。)は、指定試験機関として、労働災害の防止のため課せられた責任を確実に果たしていくことが求められている。

当協会は、労働安全衛生に関する免許試験等の指定試験機関及び指定登録機関として、1期(平成24・25年度)、2期(平成26～28年度)及び3期(平成29～31年度(令和元年度))の中期計画を策定し、それぞれ所定の成果を収めてきたところであるが、前述のような状況を踏まえて、労働災害の防止のために積極的な役割を果たしていくため、令和2年度からの3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)について、新たな中期計画を定め、的確な事業運営を行っていくものとする。

1 当協会の責務

我が国の職場における安全衛生の水準向上のためには、労働安全衛生を推進する人材、中でも危険有害な業務や労働安全衛生のための指導的立場に立つ業務に携わる人材を、質及び量ともに確保していくことが特に重要であり、労働安全衛生法等の関係法令に基づく免許・資格制度が、十分にその社会的機能を発揮することが求められている。

当協会は、労働安全衛生法等の関係法令に基づく免許・資格試験を国に代わって行う唯一の指定試験機関として、公正で安定かつ効率的な試験事務を確実に実施すること、また、労働安全・労働衛生コンサルタント(以下「コンサルタント」という。)及び作業環境測定士(以下「測定士」という。)に係る登録制度を、同じく国の指定登録機関として確実に運営すること、さらには、公益法人として公益法人認定法に定める公益認定基準等に則り、当協会を運営することが、当協会に課せられた責務であると認識し、今後3年間における事業運営を適切に実行するものとする。

なお、その事業運営に当たっては、厚生労働省を始めとする関係行政機関との連絡、連携等を密にして行うものとする。

2 受験者数の予測

受験者数の動向をみると、平成20年度に免許試験で20万人を超えるピークを示して

以降、平成 26 年度に 17 万人台半ばまで漸減を続けてきた後、平成 27 年度から増加に転じ、平成 29 年度 198,625 人、平成 30 年度 195,874 人と比較的高い水準で推移している。昨今の特徴として、衛生管理者免許試験では、受験申請開始日以降、早期に定員に達する状況が続いている。

したがって、当協会の各試験に係る年間当たりの受験申請者数については、これまでの 3 期にわたる中期計画と同様、直前 3 年度間の受験申請者数の実績又は予測値を基に行うことを原則とする。なお、大きな景気変動や受験者数の動向の変化が見られた場合には、それも加味して行うものとする。

3 今後の事業運営に対する考え方

免許試験(18 区分)、コンサルタント試験及び測定士試験については、労働安全衛生を取り巻く現状、受験者数の動向等を踏まえて、試験問題の作成、受験資格の審査、試験の実施、合否の判定、配慮が必要な受験者への対応等に係る試験業務を的確に運営することが課題となっている。

また、国から購入した各センターの学科棟及び実技試験棟の築年数が 41 年～32 年と老朽化していることから、常に安全で安定的に使用できるように各センターの施設を維持・管理することが課題となっている。

その他、試験事務全般の能力向上のための職員の中長期的な育成、情報通信機器の技術の進展に伴うシステム環境整備等も課題となっている。

したがって、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間を期間とする第 4 期中期計画期間中(以下「第 4 期中」という。)においては、以上の課題等に対応しつつ、当協会の業務全般にわたって、効率的な事業運営を推進していくものとする。

第 2 重点的实施事項

1 試験業務の的確な実施

(1) 試験の計画的かつ確実な実施

各試験は、第 1 の 2 「受験者数の予測」に基づいて第 4 期中の初年度(令和 2 年度)について以下のとおり、各試験の受験申請者数を見込んで試験実施計画を策定するが、第 4 期中の 2 年度目(令和 3 年度)以降については、実績値及び実績等を踏まえた予測値を基に景気変動や受験者数の動向を勘案して、各年度の試験実施計画を策定して実施するものとする。

また、各試験の実施に当たっては、受験申請書類等の確実な審査、試験当日の本人確認の徹底、厳正な試験の監督、的確な採点の実施、各審査体制の維持・強化など、公正な試験事務を実施することによって、試験の実施に伴う過誤事案については、第 4 期中に発生させないことを目標とする。

ア 免許試験

免許試験については、受験申請者数が、学科試験では 190,666 名、実技試験では 5,259 名と見込まれることから、以下のとおり、免許試験を実施する。

また、衛生管理者免許試験については、受験者数の動向に応じて、適宜、追加の臨時試験を実施する。

①学科試験を年間 850 回、実技試験を年間 266 回実施する。

②地区出張試験を 43 都道府県(宮城県、千葉県、愛知県及び兵庫県を除く。)の延べ 90 余の地区で実施する。

さらには、平成 30 年度中に出張試験として、高等学校の学生を対象に 21 回、矯正施設において 23 回実施したことから、高等学校及び矯正施設から出張試験について実施の要請があった場合には、高等学校及び矯正施設で引き続き実施する。

イ コンサルタント試験

コンサルタント試験については、毎年度、筆記試験を 1 回(7 か所)及び口述試験 1 回(東京都・大阪府内の 2 か所)で実施しているところ、受験申請者数については、筆記試験では 1,811 名、口述試験では 729 名と見込んでいることから、第 3 期中と同様、筆記試験及び口述試験を同様の地域で実施するものとする。

また、今後において、受験者の増加によっては、口述試験における試験員が不足することが予想されることから、良質な試験員の確保を図るものとする。

ウ 測定士試験

測定士試験については、毎年度、第 1 種作業環境測定士試験を 1 回(各センター及び東京都内の 8 か所)、第 2 種作業環境測定士試験を 2 回(同 8 か所又は各センターの 7 か所)実施しているところ、年間の受験者数については、第 1 種測定士 1,153 名、第 2 種測定士 1,551 名と見込んでいることから、第 3 期中と同様、各センターのほか、1 回については東京都内にも試験会場を確保するものとする。

(2) 良質な試験問題の確保

各試験問題の作成においては、各分野における産業技術の進展、法令の改正等について問題作成段階で十分な点検を行うとともに、以下ア、イ及びウのとおり試験問題検討委員会を開催することなどにより、より良質な試験問題の作成に努める。

また、過去における試験の平均点及び合格率の比較を行うとともに、試験問題ごとの正答率、識別値等を目安として試験結果について検討する。

さらには、試験問題の作成に当たって、作成段階での十分な点検、試験問題の審査体制の維持・強化、研修等によって、試験問題の内容等に関する不適切事案については、第 4 期中に発生させないことを目標とする。

ア 免許試験

当協会職員を中心に、一部は外部専門家を加えた試験問題検討委員会等を以下のとおり開催する。

① 衛生管理者免許試験に係る試験問題を作成するための委員会 年間 6 回

- ② 潜水士免許試験に係る試験問題を作成するための委員会 年間1回
- ③ エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に係る試験問題を作成するための委員会 年間6回
- ④ 特級ボイラー技士免許試験問題(構造、取扱、燃料及び法令)を作成するための委員会 年間6回
- ⑤ 安全関係免許試験に係る試験問題を作成するための委員会 年間6回

イ コンサルタント試験

機械、電気、土木、化学、建築、保健衛生、労働衛生工学の7つの区分についての筆記試験の問題作成のため、労働安全・労働衛生コンサルタント試験専門委員会を年間36回(座長会議6回、分科会30回)開催する。

ウ 測定士試験

労働衛生一般、関係法令、デザイン・サンプリング、分析概論、鉱物性粉じん、放射性物質、特定化学物質、金属、有機溶剤の全9科目の問題作成のため、作業環境測定士試験員会を年間34回(前期24回、後期10回)開催する。

2 試験実施施設の維持・確立

安定かつ効率的な試験を実施するため、各センターについて、その施設の構造、老朽化の程度、コスト・財源等を踏まえつつ、大規模な自然災害も想定し施設の維持管理等を行うため、積立金の確保等の予算的配慮を行うとともに、大規模修繕工事を早期にかつ計画的に実施する。

また、その後の老朽化による各センターの建替えについては、1センター当たりの巨額な予算を要し、かつ、その時期が集中するため、相当早い段階での考え方・方針の整理が必要であることから、積立金確保等の予算的配慮を行うため、第4期中に各センターの施設計画を策定する。当該計画の策定に当たっては、各センターの現在の立地状況、長期的な受験者数の動向及びニーズ、情報通信機器の進展等を踏まえ、立地、試験施設のあり方等を含めて検討することとする。

3 効率的な事業運営

最近の産業構造の変化、労働人口の減少等により、各試験の受験者数の大幅な増加が見込めないこと、また、各センターの施設が老朽化している中で、各センターの維持管理に相当の経費を充当する必要があることなど、今後の当協会の財務状況については楽観を許さないものがあることなどから、支出経費については、できるだけ節減する必要がある。

したがって、支出経費については、次の(1)～(3)に取り組むこと等によりできる限り節減し、本計画最終年度において平成30年度実績の水準を維持することを目指す。

(1) 組織・運営体制の維持

当協会の試験事務の実施に当たっては、必要最小限の人員で対応しつつ、人件費につ

いては、その抑制を図るものとする。

(2) 試験事務の効率化

適切な人事計画、研修の実施等を通じて、業務に対して横断的に対応することができる職員の育成に努めるとともに、事務処理の仕方の見直し、システムの活用を通じて、試験事務の効率化を図る。

また、電子申請を可能とする受験者管理システムの更改に当たっては、試験事務の効率性の観点からも検討・準備を行う。

(3) 契約・調達の効率化

契約に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年閣議決定）を踏まえ、引き続き一般競争入札を原則とする。

また、消耗品等の低額のため一般競争入札によらないものについては、インターネットの活用等により、廉価なものの調達に努める。

4 受験者に対するサービスの充実

(1) 配慮が必要な受験者への対応

身体に障がい等を有するなど配慮が必要な受験者に対しては、点字や音声再生による試験の実施等により、受験者の要望に応じて適切な配慮を行う。

(2) 適切な広報活動

試験制度に関する最新の情報、地域の実情及び受験者ニーズを把握し、的確な広報に努める。このため、分かりやすい試験案内を作成するとともに、登録申請時等に必要な情報、試験実施に係る最新の情報等を的確にホームページへ掲載するなど、その充実に努める。

また、引き続き、合格者一覧のホームページへの掲載及び試験不合格者に対する得点の通知を実施するとともに、年 2 回分の選択肢式試験問題について正答も含めてホームページに公表する。

さらには、引き続き免許試験日程表(ポスター)及び広報紙(試験協会 NEWS)を作成し、関係行政機関、関係団体等に広く配付する。

(3) 電子申請への対応

受験者の電子申請が可能となるよう受験者管理システムの更改に向けて準備を行う。

5 個人情報等機密事項の漏えい防止対策の徹底

受験者等管理システム、ホームページ、インターネット及びイントラネット環境における情報システムセキュリティ強化対策及び管理体制強化対策については、第 4 期中においても維持・推進するとともに、これらの対策が、関係する規程、要領等に基づいて、適切かつ継続的に実施されるよう、情報セキュリティ監査として、全部署において、チェックリストによる自主点検を行うほか、本部による実地監査を行う。

これらの対策の実施によって、試験問題の漏えい及び受験者等の個人情報漏えいは、発生させないことを目標とする。

6 コンサルタント及び測定士の登録事務の的確な実施

平成 30 年度において、コンサルタントの新規登録者数が 421 名、測定士の新規登録者数が 765 名であるので、それぞれ、年間当たり同数程度の新規登録者数が見込まれることから、管理システムの維持管理を適切に行い、公正かつ効率的な登録事務の実施に努めるものとする。また、登録に関する過誤は、発生させないことを目標とする。

7 職員の能力向上

各種研修、会議等により、職員の能力向上を図っているところであるが、第 4 期中においても、初任時研修や中堅研修等職員のキャリア段階に応じた研修、労働安全衛生に係る資格取得の促進、人材育成に配慮した人事施策の推進等を図るほか、情報システムセキュリティ強化のための情報セキュリティ研修、各種ハラスメントの防止をはじめとする人権に係る研修等を適宜開催するものとする。